

父中(國)護身切

大港大塚ロニ

ソノハ父中自體ノ國領ニテ養ヒスルニテハ十分強ニシテ

別記

拜啓去る六月二十日附書面を以て六月二十日より申出勅相成るべき旨  
御返致し置き供交今に申出勅等之種之事情は可なり之事  
ふから貴方も整理上止むべく新に工場興業致し自然等  
下申後職の稼働を失せらば申出勅等存儲可連かに申出勅相  
成稼致が供以上申出勅等之時は尙然去る六月二十日より  
御返社成致すものと見做し候間之旨亦申承をわね方  
尚先勤途上好害才の事あらば夫之取締等も之事故申安  
心ありて直致と存候 句々

昭和三年六月二十七日

進而申出勅の旨は本状中持参申度なり